

# 施設整備計画策定業務委託（北茂安浄水場系統～基山町）

## 特記仕様書

### 第1章 総則

#### 1. 適用範囲

本特記仕様書は、佐賀東部水道用水供給事業の「施設整備計画策定業務委託（北茂安浄水場系統～基山町）」に適用する。

#### 2. 業務目的

佐賀東部水道企業団用水供給事業において、基山浄水場更新計画に係る更新費用が多額にのぼることから、より計画的かつ経済的な施設整備計画のため北茂安浄水場系統から基山町への送水について検討の必要がある。

本業務は、北茂安浄水場系統から基山町へ送水するための管路を選定、施設計画（管径、配水池又はポンプ施設等）を策定し、これに係る構築費用を算出し、経済比較を行うものである。

#### 3. 履行期間

本業務の履行期間は、契約日から令和6年1月31日までとする。

#### 4. 会社要件

公告の 3 入札に参加する者に必要な資格 を参照

#### 5. 配置技術者

1) 受託者は、技術管理者及び技術者をもって業務の進捗を図り、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

2) 管理技術者は、技術士（上下水道部門ー上水道及び工業用水道）または RCCM（上水道及び工業用水道部門）の資格を有する者とし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

#### 6. 審査

受託者は、業務完了の際には本企業団の審査を受け、不適切、不十分な箇所を指摘された場合は、直ちに適切な措置を講じ修正に応じなければならない。

審査の後に本仕様書に示す成果品一式を納入し、本企業団検査員による検査の合格をもって成果品の引渡しとする。

## 第2章 業務一般

### 1. 業務概要

#### (1) 設計協議

- ・ 初回打合せ：業務内容の確認、貸与資料の確認
  - ・ 中間打合せ：中間報告および作業中に発生する諸条件の処理に関する確認
  - ・ 最終打合せ：総括説明および成果品納入、検収の立会
- なお、業務着手時、成果品納入時及び主要な打合せには、管理技術者が必ず出席するものとする。

#### (2) 施設整備計画

##### ① 現況の把握

- ・ 既存資料の収集・整理及び現況施設や予定地点の現地調査を行い、現況を把握する。特に、管路の検討路線においては、道路、軌道、河川、水路等の状況、周辺環境について十分に留意した調査を行う。

##### ② 基本事項の整理

- ・ 既存施設及び新設施設について、送水・配水量など水運用計画の基本事項を整理する。

##### ③ 施設計画

- ・ 水運用計画に基づき、必要な施設及び管路の概略検討を行う。検討は、比較のため複数の施設計画で実施する。

##### ④ 水理計算

- ・ 施設計画に基づき、主要な施設（管路を含む）の容量計算や水理計算などを行う。

##### ⑤ 基本計画図作成

- ・ 施設計画に基づき、概算事業費を算出するための基本計画図を作成する。基本計画図は、整備内容に応じて職員と協議の上作成する。

##### ⑥ 概算事業費の算出

- ・ 上記の検討を踏まえ、概算事業費を算出する。特に、河川や軌道横断等の事業費に与える影響が大きい主要箇所については、精度を上げて算出する。算出した概算事業費は経済比較を行う。

##### ⑦ 報告書作成

- ・ 上記の結果をとりまとめ、本業務の報告書を作成する。

#### (3) 照査

- ・ 中間時、納品前等、工程上必要な時期に照査技術者により検討内容の照査を行う。

## 2. 成果品

成果品については、以下のとおりとする。

- ・ 成果品の製本様式、部数等は監督職員の指示による。
- ・ 上記成果品に加え、電子データを納入する。
- ・ 電子データは電子媒体で部提出するものとし、電子媒体は原則として ISO9660 フォーマット（レベル1）の CD-R を使用し、ウイルス対策を実施する。